

2025年7月1日

株主各位

東京都台東区上野五丁目7番11号

株式会社アーリーワークス

代表取締役 小林 聖

第7回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年7月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日時 2025年7月24日（木曜日）午後1時
受付開始：午後12時30分

2. 場所 東京都台東区上野五丁目7番11号
MRビル3階 当社本店会議室

3. 目的事項
報告事項 第7期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）
事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第7期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）
計算書類承認の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://e-early.works/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2024 年 5 月 1 日から)
2025 年 4 月 30 日まで

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの回復を経て社会経済活動の正常化が定着する一方、物価の高止まりや不安定な為替の変動、エネルギー・原材料価格の上昇、地政学リスクの長期化といった外部要因の影響を受け、企業活動の見直しや効率化への対応が引き続き求められる状況が続きました。

当社においては、顧客課題を解決するためのシステムソリューションの企画・提案・設計・開発を引き続き推進するとともに、独自ブロックチェーン技術「GLS」の高度化および関連 SDK の整備を進め、具体的な事例の創出に励むとともに、技術の社会実装に向けた体制を強化してまいりました。

加えて、NTT ドコモ社とのメタバースサービスに関する取り組みや、POCKET RD 社との連携によるナショナルクライアントに対する開発規模の拡大、SCSK 社との協業により GLS を活用した商用アプリケーションのローンチを実現するなど、ブロックチェーンを活用した社会実装事例が複数生まれました。さらに、ブロックチェーン技術に関する相談件数や新規顧客数も増加し、当社の専門性と技術力に対する市場からの評価が一段と高まった一年となりました。

組織体制の強化としては、今後の事業拡大と多様化する顧客ニーズへの対応力向上を目的に、営業、開発、管理部門の人員拡充に加え、新たに人事部を設立し、採用の強化を図りました。また、前期に引き継ぎ営業企画の立案や実行を担うチームの強化も進め、顧客提案力および社内の事業推進体制を一層強化する基盤を整えました。

以上の結果、当事業年度の売上高は 4 億 38 百万円（前事業年度は 1 億 79 百万円の売上高）、営業損失は 2 億 52 百万円（前事業年度は 4 億 99 百万円の営業損失）、経常損失は 2 億 43 百万円（前事業年度は 4 億 55 百万円の経常損失）、当期純損失は 2 億 44 百万円（前事業年度は 4 億 56 百万円の当期純損失）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 6 期 (2024 年 4 月期) (前事業年度)		第 7 期 (2025 年 4 月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ブロックチェーン事業	179 百万円	100%	438 百万円	100%	259 百万円	244.5%

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分		第4期 (2022年4月期)	第5期 (2023年4月期)	第6期 (2024年4月期)	第7期 (当事業年度) (2025年4月期)
売上高	(百万円)	467	41	179	438
経常利益(△は損失)	(百万円)	98	△594	△455	△243
当期純利益(△は損失)	(百万円)	85	△585	△456	△244
1株当たり当期純利益 (△は損失)		6円17銭	△43円97銭	△31円54銭	△16円18銭
総資産	(百万円)	744	250	564	202
純資産	(百万円)	59	9	336	92
1株当たり純資産		42円94銭	0円03銭	21円69銭	6円10銭

(3) 対処すべき課題

1 経営管理及び内部管理体制の強化

昨年度に引き続き、透明性・公正性の高い意思決定と持続的な成長を支えるガバナンスの整備に向けた取り組みを継続しました。特に、コンプライアンスの意識醸成や、各部門における教育・勉強会の継続的な実施を通じて、内部体制の定着と基盤整備を進めました。しかしながら、今後の事業拡大や人員増加に対応するためには、経営管理体制・リスク管理体制・コンプライアンス体制の更なる高度化が必要であると認識しております。特に、経営管理や内部統制、ガバナンス等に関する専門知識および実務経験を有する人材を新たに登用することで体制を強化し、あわせて意思決定プロセスの明文化や運用ルールの見直しを進めるなど、将来の規模拡張に備えた実効性のある仕組みの構築が喫緊の課題であると捉えております。

2 人材の確保及び育成による開発体制の強化

当社においては、新しいシステム開発を担う技術者や、事業成長を牽引するマーケティング等の専門人材の確保および育成が、引き続き重要な経営課題であると認識しております。このような中、本年度は海外人材の採用を実現し、グローバルな視点を持つ開発体制の一部強化を図りましたが、依然として中長期的な人材確保・育成は課題として残っています。人材の定着率向上施策を図りつつ、今後も卓越した専門性と応用力を兼ね備えた人材の育成・獲得に向けて、継続的な取り組みを進めてまいります。

3 営業体制の強化

当社は、開発部門に関して少数精銳の体制で運営しておりますが、事業の拡大や多様化する機能要件に対応可能な体制を構築するため、開発人材の確保および育成を引き続き重要な経営課題と位置づけております。本年度は、企画提案力を有する人材の確保を目指した採用活動を継続するとともに、営業面においては新たな人材の確保を進め、提案力および顧客対応力の強化に繋げることができました。今後も、開発・企画・営業が一体となった体制を強化し、持続的な価値提供を可能とする組織づくりに取り組んでまいります。

4. IR 体制の強化と研究開発投資の成果最大化に向けた課題

当社は将来の成長を支える中長期的な収益基盤の構築を目的として、当期に43,252千円の研究開発費を計上し、技術的優位性の確保に注力してまいりました。一方で、こうした開発活動の成果や当社のビジョン・事業戦略を適切に外部へ発信するためのIR体制については、整備・強化の余地が残されております。とりわけ、投資家との継続的な対話の場づくりや、情報開示の質・頻度の向上が今後の重要課題であり、IR活動の戦略的運用を通じて企業価値の向上を図ってまいります。

(4) 主要な事業内容（2025年4月30日現在）

事業区分	事業内容
ブロックチェーン事業	自社開発のブロックチェーン基盤「Grid Ledger System」を用いたシステム開発およびWeb3ソリューションの設計・提供

(5) 主要な営業所及び工場（2025年4月30日現在）

本社	東京都台東区
----	--------

(6) 使用人の状況（2025年4月30日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
ブロックチェーン事業	20名	5名増

(7) 主要な借入先の状況（2025年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	24百万円
株式会社商工組合中央金庫	24百万円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 55,300,000 株
- (2) 発行済株式の総数 15,076,900 株
- (3) 株主数 29 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
小林 聖	5,462,265 株	36.22%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン	5,128,700	34.01
合同会社テミスキキャピタル	4,000,000	26.53
齊藤 友紀	60,700	0.40
石田 憲治	53,000	0.35
Diamond Management株式会社	33,000	0.21
鈴木 良尚	31,200	0.20
合同会社IX	29,800	0.19
豊福 康友	26,400	0.17
赤井友昭	25,000	0.16

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロンは、当社が米国預託証券を発行するために、預託銀行として当社の株式を保有しています。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年2月5日
新株予約権の数		200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,000,000株 (新株予約権1個につき5,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2円 (1株当たり 0.0004円)
権利行使期間		2021年3月1日から 2029年2月28日まで
行使の条件		(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 1,000,000株 保有者数 1名
	社外取締役	—
	監査役	—

(注)

- 1.① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を有していないなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めないものとする。
2. 2019年7月16日付で行った1株を50株とする株式分割および2021年10月26日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する事項

当社は、2019年7月1日の定時株主総会において、時価発行新株予約権信託の受託者である佐俣翔平氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、2019年7月3日に付与いたしました。

なお、第2回新株予約権は、発行要項に定める権利行使の条件に、行使期間である2019年7月4日から2029年7月3日までの間において、株価が一度でも50円を下回る場合、本新株予約権は消滅するという条件を盛り込んでおりましたが、2024年8月12日の当社株価が50円を下回ったため、消滅することとなりました。

(第2回新株予約権)

新株予約権の数	20,000 個
目的である株式の種類及び数	普通株式 2,000,000 株
新株予約権の払込金額	10,000,000 円
新株予約権の発行価格額	1 個につき 110 円
新株予約権の行使時の払込金額	1 個につき 5,000 円
新株予約権の行使期間	2019年7月4日から 2029年7月3日まで
増加する資本金及び資本準備金	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要するものとする
新株予約権の行使の条件	(注1)

(注)

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 50 円（ただし、当社の株式分割又は株式併合がなされた場合には、行使価格同様に適切に調整される）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 50 円（ただし、当社の株式分割又は株式併合がなされた場合には、行使価格同様に適切に調整される）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、50 円（ただし、当社の株式分割又は株式併合がなされた場合には、行使価格同様に適切に調整される）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 50 円（ただし、当社の株式分割又は株式併合がなされた場合には、行使価格同様に適切に調整される）を下回る価格となったとき。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使時点で、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問、業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 2024 年 4 月 30 日に信託期間が満了となる新株予約権 A02（1,000 個）については、コタエル信託株式会社を受託者として新たな信託設定契約を締結し、移管いたしました。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	小林聖	CEO
取締役	山本浩貴	CTO システム開発部管掌
取締役	富永昌宏	株式会社 Dizzy 代表取締役
取締役	高山清光	Pendo.io Japan 株式会社 会長 ジョーシス株式会社 シニアフェロー DeepL 合同会社 アジア太平洋地域統括 社長 一般社団法人日本デジタルアドグローバル協会 代表理事
常勤監査役	生越慎平	生越慎平公認会計士事務所 株式会社東京国際コンサルティング 代表取締役
監査役	五島康一	株式会社カカオピッコマ 監査役（常勤） 株式会社 Walklog 監査役（非常勤）
監査役	青野雅朗	Cross Over 法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ハルメクホールディングス 社外取締役（監査等委員）（非常勤）

- (注) 1.取締役富永昌宏氏、高山清光氏は、社外取締役であります。
2.監査役生越慎平氏、五島康一氏、青野雅朗氏は、社外監査役であります。
3.常勤監査役生越慎平氏は、公認会計士の資格を有しております。
4.監査役五島康一氏は、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
5.監査役青野雅朗氏は、弁護士の資格を有しております。
6.取締役五味田匡功氏は、2024年11月1日に辞任により退任いたしました。なお、
退任時における重要な兼職は、一般社団法人日本次世代企業普及機構 代表理事、
株式会社クリエイトマネジメント協会 代表取締役会長、Peer pressure 合同会社
代表社員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である富永昌宏氏及び高山清光氏並びに社外監査役である生越
慎平氏、五島康一氏及び青野雅朗氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ
重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその
責任の限度とする旨の契約を締結しております。

なお、2024年11月1日をもって辞任いたしました取締役五味田匡功氏とも、同様の
責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、(1)記載の各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規
定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において
当社が補償する補償契約を締結しております。

なお、2024年11月1日をもって辞任いたしました取締役五味田匡功氏とも、同様の補償契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	34百万円 (9)	34百万円 (9)	—	—	5名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	8 (8)	8 (8)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	43 (18)	43 (18)	—	—	8 (6)

- (注) 1.上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
- 2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておません。
- 3.取締役の金銭報酬の額は、2020年7月28日開催の第2回定時株主総会において年額180百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であります。
- 4.監査役の金銭報酬の額は、2019年7月1日開催の第1回定時株主総会において年額18百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
- 5.取締役会は、代表取締役CEO小林聖に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役富永昌宏氏は、株式会社 Dizzy の代表取締役ですが、当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役高山清光氏は、Pendo.ioJapan 株式会社の会長、ジョーシス株式会社のシニアフェロー、DeepL 合同会社 アジア太平洋統括 社長、一般社団法人日本デジタルアダプション協会 代表理事ですが、当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役五味田匡功氏は、一般社団法人日本次世代企業普及機構の代表理事、株式会社クリエイトマネジメント協会の代表取締役会長、Peerpressure 合同会社の代表社員ですが、当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役生越慎平氏は、生越慎平公認会計士事務所の所長、株式会社東京国際コンサルティングの代表取締役ですが、当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役五島康一氏は、株式会社カカオピッコマの監査役（常勤）、株式会社 Walklog の監査役（非常勤）ですが、当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役青野雅朗氏は、Cross Over 法律事務所のパートナー弁護士であり、株式会社ハルメクホールディングス 社外取締役（監査等委員）（非常勤）ですが、当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 富永昌宏	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち、12 回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 高山清光	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち、すべての回に出席いたしました。出席した取締役会において、外資系企業のマネジメントとしての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 五味田匡功	当事業年度辞任前に開催された取締役会 7 回のうち、すべての回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。

監査役 生越慎平	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査役会 13 回のうち、すべての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 五島康一	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査役会 13 回のうち、すべての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、豊富な経験と知識から適宜発言を行っております。
監査役 青野雅朗	当事業年度に開催された取締役会 13 回、監査役会 13 回のうち、すべての回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条④六、会規100条①四）

- 1 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にし、それらが企業活動の前提であることを徹底する。
- 2 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- 3 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- 4 コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- 5 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会規100条①一）

- 1 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程を含む社内規定に従い、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- 2 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会規100条①二）

- 1 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきコンプライアンス規程及びリスク管理委員会規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- 2 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- 3 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会規100条①三）

- 1 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- 2 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。

- 3 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- 4 代表取締役及び業務執行取締役は会議を開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

(5)当社における業務の適正を確保するための体制（会規 100 条①五）

- 1 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
- 2 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査責任者は必要に応じて監査役及び監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会規 100 条③一）

- 1 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(7)監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項（会規 100 条③二）

- 1 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- 2 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8)監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会規 100 条③三）

- 1 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会規 100 条③四、五）

- 1 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。

- 2 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- 3 稟議書は、監査役が常に閲覧できる状態とし、業務執行状況が逐一共有される体制とする。
- 4 前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
(会規 100 条③六)

- 1 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会規 100 条③七）

- 1 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- 2 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制（金商法 24 条④四）

- 1 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- 2 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- 3 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。
- 4 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」旨を定めております。

また、当社使用人向けに反社会的勢力との関係根絶に向けた社内研修の開催や弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、以下の具体的な取組を行っております。

(1) 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。

(2) コンプライアンス・リスク管理に関する取組

コンプライアンス意識の徹底を図るため、定期的に教育を実施しており、全社を対象に情報セキュリティ、コンプライアンスにかかる教育を実施しました。また、管理部門では、法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査項目に加え、会社の業務が適切に行われていることを確認しております。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため内部通報制度を設けているほか、コンプライアンス違反行為等が発生した場合には防止対策の策定、全社に向けた注意喚起を実施しております。

(3) 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、役員共有会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。監査役会は、監査の実効性を高めるため、管理部門責任者と情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と管理部門責任者が意見交換を行っております。

貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	77,091
現金及び預金	138,610	1年内返済予定の長期 借入金	15,204
売掛金	102,062	未払金	27,207
前払費用	24,243	未払消費税等	12,239
未収入金	9,776	未払法人税等	950
暗号資産	0	賞与引当金	3,003
未収還付法人税等	203	未払費用	16,360
預け金	8	預り金	2,125
固定資産	2,316	固定負債	33,859
有形固定資産	64,365	長期借入金	33,859
建物	505	負債合計	110,950
工具、器具及び備品	0	(純資産の部)	
無形固定資産	505	株主資本	89,867
ソフトウェア	28,620	資本金	50,000
投資その他の資産	28,620	資本剰余金	1,325,236
出資金	35,240	資本準備金	100,958
敷金及び保証金	10	その他資本剰余金	1,224,278
	35,230	利益剰余金	△1,285,369
		その他利益剰余金	△1,285,369
		繰越利益剰余金	△1,285,369
		新株予約権	2,158
資産合計	202,976	純資産合計	92,026
		負債純資産合計	202,976

損 益 計 算 書

(自 2024 年 5 月 1 日
至 2025 年 4 月 30 日)

(単位 : 千円)

科目	金額	
売上高		438,447
売上原価		213,529
売上総利益		224,918
販売費及び一般管理費		477,005
営業損失 (△)		△252,087
営業外収益		
受取利息	54	
助成金収入	21,255	
その他	1	21,310
営業外費用		
支払利息	1,770	
為替差損	10,301	
その他	240	12,313
経常損失 (△)		△243,090
税引前当期純損失 (△)		△243,090
法人税、住民税及び事業税		950
当期純損失 (△)		△244,040

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 5 月 1 日
至 2025 年 4 月 30 日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金			利益剰余金								
	資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計							
当期首残高	50,000	100,958	1,224,278	1,325,236	△1,041,328	△1,041,328	333,907	2,158	336,066			
当期変動額												
当期純損失					△244,040	△244,040	△244,040		△244,040			
当期変動額 合計	—	—	—	—	△244,040	△244,040	△244,040	—	△244,040			
当期末残高	50,000	100,958	1,224,278	1,325,236	△1,285,369	△1,285,369	89,867	2,158	92,026			

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物及び建物附属設備については定額法、工具、器具及び備品については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備 2年

工具、器具及び備品 2年～4年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 15百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 15,076,900 株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,020,000 株

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 6円10銭

(2) 1株当たりの当期純損失 △16円18銭

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、管理部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上のようにして監査を行った結果、監査報告書を作成いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年6月25日

株式会社アーリーワークス 監査役会

常勤監査役 生越 慎平 ㊞

監査役 五島 康一 ㊞

監査役 青野 雅朗 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第7期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第7期の計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容は「提供書面」に記載のとおりであります。取締役会といたしましては、第7期の計算書類が法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 取締役4名選任の件

会社法第332条第7項第3号により、取締役4名全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こばやし さとし 小林 聖 (1985年10月4日生)	2004年4月	9,462,265 株
		大阪市役所奉職	
		2013年1月	
		株式会社パソナ入社	
		2017年7月	
		株式会社FEELO設立、代表取締役就任	
		2018年5月	
		当社設立 代表取締役CEO就任（現任）	
		（重要な兼職の状況） —	
2	やまもと ひろき 山本浩貴 (1990年12月14日生)	2013年4月	—
		株式会社サンプランソフト入社	
		2018年5月	
		当社設立 取締役CTO就任（現任）	
		（重要な兼職の状況） —	
		—	
3	とみなが まさひろ 富永昌宏 (1978年10月14日生)	2001年4月	—
		日本電算株式会社入社	
		2001年12月	
		株式会社トラフィックゲート	

		(現リンクシェア・ジャパン株式会社) 入社	
		2003 年 1 月	
		株式会社ユニメディア入社	
		2007 年 12 月	
		同社 取締役就任	
		2012 年 12 月	
		同社 取締役副社長就任	
		2016 年 12 月	
		株式会社 Dizzy 設立	
		2018 年 11 月	
		同社 代表取締役就任 (現任)	
		2019 年 7 月	
		当社 社外取締役就任 (現任)	
		(重要な兼職の状況) 株式会社 Dizzy 代表取締役	
4	たかやま きよみつ 高山清光 (1975 年 11 月 29 日生)	1999 年 4 月	
		日本ユニシス株式会社 入社	
		2005 年 5 月	
		オムニチュア株式会社 (現アドビシステムズ株式会社) 入社	
		2007 年 4 月	
		同社 チャネル営業部統括部長 就任	
		2012 年 7 月	
		Cloudera 株式会社入社、営業部長就任	
		2014 年 2 月	
		株式会社 Box Japan 入社	
		2015 年 4 月	
		同社 執行役員営業部長 就任	
		2018 年 4 月	
		同社 上席執行役員エンタープライズ営業 1 部長兼チャネル営業部長就任	
		2020 年 4 月	
		同社 Global の Vice President 就任 金融官公庁 営業本部長、チャネル営業本部長、リニューアル営業部長 兼任	

	2020 年 11 月 Pendo.io Japan 株式会社入社、同社 Global の Vice President 兼日本カントリーマネージャー	
	2021 年 2 月	
	当社 社外取締役就任（現任）	
	2023 年 9 月	
	ジョーシス株式会社 CRO 就任	
	一般社団法人日本デジタルアダプション協会代表理事就任（現任）	
	2025 年 4 月	
	DeepL 合同会社 アジア太平洋統括 社長就任（現任）	
	（重要な兼職の状況） Pendo.io Japan 株式会社 会長 ジョーシス株式会社 シニアフェロー DeepL 合同会社 アジア太平洋地域統括 社長 一般社団法人日本デジタルアダプション協会 代表理事	

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 小林聖は、親会社等であります。
3. 富永昌宏氏、高山清光氏は社外取締役候補であります。

富永昌宏氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって 6 年です。高山清光氏が当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって 4 年 5 か月です。

4. 社外取締役の候補者の選任理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要といたしましては以下の通りです。

富永昌宏氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。高山清光氏は、外資系企業のマネジメントとしての豊富な経験・見識を有しており、当社に対して有益な意見をしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 当社と富永昌宏氏および高山清光氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約

を継続する予定であります。

6. 当社と小林聖氏、山本浩貴氏、富永昌宏氏および高山清光氏とは、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為も含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております。補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

以上

メモ